

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出

羽島(県) -1 宅地-1

基準地番号	羽島(県)	-1	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士	吉村寿也	印			
鑑定評価額		9,520,000円			1m ² 当たりの価格			36,900円/m ²					
1 基本的事項													
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月12日		(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	30,000円/m ²				
(2)実地調査日	平成25年7月4日		(5)価格の種類		正常価格			倍					
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価												
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨													
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市小熊町天王2丁目41番外						②地積(m ²)	258	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1低専(50,80)						
	1:2	住宅W2	一般住宅のほか農地、空地も見られる区画整然とした住宅地域	北8m市道	水道	羽島市役所前2.5km	(その他)						
(2)近隣地域	①範囲	東160m、西200m、南150m、北250m	②標準的使用	戸建住宅地									
	③標準的画地の形状等	間口約11.0m、奥行約23.0m、規模	250m程度、形状ほぼ長方形										
	④地域的特性	特記事項	特記すべき事項はない	街路	基準方位北8m市道	交通	羽島市役所前駅北西2.5km	法令	1低専(50,80)				
	⑤地域要因の将来予測	空地が残る新興住宅地域であり、緩やかではあるが、徐々に熟成度を増していく、と予測する。駅接近性など利便性が劣り、市場での人気は相対的に低い。このため、地価水準は下落傾向が継続する、と予測する。											
(3)最有効使用の判定		戸建住宅地				(4)対象基準地の個別的原因		方位			0.0		
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	36,900円/m ²									
		収益還元法	収益価格	/円/m ²									
		原価法	積算価格	/円/m ²									
		開発法	開発法による価格	/円/m ²									
(6)市場の特性		同一需給圏は羽島市の中部、北部に位置する低層住宅地である。需要者の中心は市内在住者又は市内に勤務する一次取得者層である。圏内は農地等が多く残っており、名鉄竹鼻線沿線において散発的なミニ開発が見られる。郊外であっても各駅徒歩圏内においては比較的高値の取引が見られる。近隣地域周辺は駅から遠く、利便性が劣るため、不動産市場は停滞している。中心となる価格帯は、土地は1,000万円程度、新築戸建ては2,500万円程度である。											
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		近隣地域は戸建住宅を中心とし、主に自用目的で取引が行われている。市場参加者は取引価格の水準を指標に価格を決定する傾向にあり、比準価格の説得力は高い。一方、規模の大きな画地については共同住宅も見られるが、250m程度の標準的な規模の土地については戸建住宅としての利用が一般的であり、共同住宅の想定はやや非現実的である。従って、収益価格は試算せず、代表標準地との検討を踏まえ、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。											
(8)公示価格としめた	①■代表標準地 標準地番号	□標準地 羽島 -7	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路	0.0	街路	0.0	
	公示価格	46,000円/m ²	[99.6] 100	[100] [105.0]	[100] [118.5]	[100] 100	36,800		交通	0.0	交通	0.0	
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	環境	0.0	環境	+7.0	
	前年指定基準地の価格	円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[100] 100			画地	+5.0	行政	0.0	
(10)対象地の標準価格等の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規	前年標準価格 37,700円/m ²			(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	羽島市の人口は微減、高齢化率は上昇している。土地取引件数、住宅着工戸数はやや持ち直しているが、本格的な回復には至っていない。						
	①-2基準地が共通地点(代表標準地等と同一地点)である場合の検討 □代表標準地 □標準地	標準地番号 -				[地域要因]	空地が多く残るが、新規の住宅建築等は殆ど進行していない。地域要因に大きな変化は見られない。						
	標準地番号 -	公示価格 円/m ²				[個別的原因]	個別的原因に変動はない。						
	②変動率 年間 -2.1%	半年前間 %											

鑑定評価書（平成 25年地価調査）

平成 25年 7月 18日 提出
羽島（県） - 2 宅地-1

基準地番号	羽島（県）	- 2	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人	印	
鑑定評価額		11,300,000 円			1 m ² 当たりの価格		45,800 円/m ²			
1 基本的事項										
(1) 價格時点	平成 25年 7月 1日		(4) 鑑定評価日		平成 25年 7月 12日		(6) 路線価	[平成 25年 1月] 路線価又は倍率	35,000 円/m ²	
(2) 実地調査日	平成 25年 7月 2日		(5) 價格の種類		正常価格			倍	倍率種別	
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価									
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市小熊町島2丁目69番					②地積(m ²)	247 ()	⑨法令上の規制等	
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1 中専(60,200)			
	1:2	住宅 W2	一般住宅が散在する新興住宅地域	南8m市道	水道	竹鼻 1.2km	(その他)			
(2) 近隣地域	①範囲	東 100m、西 30m、南 150m、北 100m		②標準的使用	低層住宅地					
	③標準的画地の形状等	間口 約 11.0 m、奥行 約 23.0 m、	規模	250 m ² 程度、		形状	長方形			
	④地域的特性	特記 特にない	街 基準方位北、8m市道	交通 竹鼻駅 北 1.2km	施設	法令	1 中専(60,200)	規制		
⑤地域要因の将来予測	羽島市北部で大型商業施設、岐阜市方面とも近く、利便性に恵まれている地域である。不動産市況の影響を受け易い地域であるが、現状維持程度の動向と推察する。									
(3) 最有効使用の判定		低層住宅地				(4) 対象基準地の個別の要因	方位		+5.0	
(5) 鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	46,500 円/m ²						
		収益還元法	収益価格	24,300 円/m ²						
		原価法	積算価格	/ 円/m ²						
		開発法	開発法による価格	/ 円/m ²						
(6) 市場の特性		同一需給圏は当市の一般住宅地の圏域と判断する。需要者の中心は市内居住者が大半であり、圏外からの転入者は少ない。取引は1次取得者が多くを占めている。周辺地域において区画整理事業が行われるなど供給余力を有し、相対的な割安感が察知される。しかし、景気低迷の流れの中で住宅地に対する需給バランスが崩れ、回復はしていない。需要の中心価格帯は土地で800万円~1,400万円程、新築分譲住宅は2,300万円~3,000万円程と把握する。								
(7) 試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		郊外に存するが中心部へのアクセスは良好で、一般住宅を主体に共同住宅が散見される程度で、土地に見合う賃料水準が形成されず、収益価格は規範性が劣る。一方、比準価格は市場の実態を反映した住宅地の事例を中心に選択しており、実証的で信頼性は高い。自用の取引が大半で、快適性を重視する住宅地域であることから、単価と総額との関連に留意し、代表標準地との検討を踏まえ、比準価格を標準に、収益価格を参考し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。								
(8) 公示価格とした	① <input type="checkbox"/> 代表標準地 <input checked="" type="checkbox"/> 標準地 標準地番号	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳	街路交通環境画地行政	街路交通環境行政	
	-							その他	その他	
(9) 指定基準地からの検討	公示価格 円/m ²	[<u>100</u>] [100]	[<u>100</u>] [100]	[<u>100</u>] [<u>100</u>]			街路交通環境画地行政	街路交通環境行政		
	① 指定基準地番号	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳	その他	その他	
(10) 対象標準地の検討	前年指定基準地の価格 円/m ²	[<u>100</u>] [100]	[<u>100</u>] [100]	[<u>100</u>] [<u>100</u>]			街路交通環境画地行政	街路交通環境行政		
	①-1 対象基準地の検討 ■ 継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 46,700 円/m ²	③ 価格変動形成状況	[一般的要因] アベノミクス効果が大都市で顕著である一方、地方への影響は実感できない。消費税増税前の駆け込み需要より、増税後の停滞を懸念。	[地域要因] インター北土地区画整理事業内の取引は堅調。区画整理済の住宅地域で、発展が期待される地域であるが、需要が弱い。	[個別的要因] 個別的要因に変動はない。			その他	その他	
② 变動率 年間 -1.9 % 半年間 -0.4 %										

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出
羽島（県）-3宅地-1

基準地番号	羽島（県）-3	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士	片山 恵津子	印		
鑑定評価額		12,800,000円			1m ² 当たりの価格		43,700円/m ²				
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月12日		(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	36,000円/m ²		
(2)実地調査日	平成25年7月5日		(5)価格の種類		正常価格			倍率	倍率種別		
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市竹鼻町狐穴字下土手1556番2					②地積(m ²)	294()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)				
	(1:2.5)	住宅W2	一般住宅のほかに事業所等も見られる住宅地域	北東5.5m市道	水道ガス下水	羽島市役所前800m	(その他)				
(2)近隣地域	①範囲	東100m、西50m、南100m、北100m		②標準的使用	低層住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口約10.0m、奥行約25.0m、規模250m ² 程度、形状長方形									
	④地域的特性	特記	特にない	街基準方位北、5.5m市道	交通	羽島市役所前駅東800m	法令	1住居(60,200)			
	⑤地域要因の将来予測	市役所近くの旧来からの住宅地域で、近隣環境に特段の変動要因は見られない。今後暫くは現状維持で推移するものと予測する。									
(3)最有效使用の判定	低層住宅地					(4)対象基準地の個別の要因	方位				
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	43,700円/m ²					0.0			
	収益還元法	収益価格	23,000円/m ²								
	原価法	積算価格	/円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は名鉄竹鼻線沿線で、羽島市、岐阜市南部、羽島郡笠松町の住宅地域である。需要者は同一需給圏内に地縁性を有する30~40代の一次取得者が大半を占める。土地区画整理事業による宅地供給等の影響もあり、需要は弱含みで推移している。取引の中心となる価格帯は、土地のみでは700万円~1300万円程度、新築戸建住宅は2300万円~2800万円程度である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	当該地域は市役所に比較的近い住宅地域である。居住の快適性、利便性を重視する自己使用目的による取引が大半を占め、土地価格に見合う賃料水準が形成されていないため、収益価格はやや低めに試算された。本件は市場の実態を反映し、実証性に優れる比準価格を重視し、収益価格を参考に留め、標準地、指定基準地との均衡に留意して、鑑定評価額を上記の如く決定した。										
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 羽島 -4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	
	公示価格 44,500円/m ²	[99.0] 100	[100] [101.0]	[100] [99.8]	[100] 100	43,700		+1.0 0.0 0.0	+6.2 -6.0 0.0		
(9)指定基準地から検討	①指定基準地番号 羽島 -2	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	街路 交通 環境 行政 その他	
	前年指定基準地の価格 46,700円/m ²	[98.1] 100	[100] [105.0]	[100] [99.8]	[100] 100	43,700		+5.0 0.0 0.0	+1.9 +1.0 -3.0		
(10)対年の標準地の検討の基準価格等の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 44,600円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	景気は持ち直しており、消費者マインドも改善している。デフレ脱却、景気の本格回復への期待が高まっている。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 -		[地域要因]	特筆すべき変動要因はなく、ほぼ現状推移している。							
	公示価格 円/m ²		[個別的要因]	個別的要因に変動はない。							
	②変動率 年間 -2.0%		年間 半年間	%							

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出
羽島（県）－4宅地-1

基準地番号	羽島（県）	－4	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士	赤堀壽宏	印		
鑑定評価額			5,470,000円			1m ² 当たりの価格			34,600円/m ²			
1 基本的事項												
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月17日		(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	29,000円/m ² 倍			
(2)実地調査日	平成25年7月2日		(5)価格の種類		正常価格			倍率種別				
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市福寿町本郷字町裏1157番					②地積(m ²)	158()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1住居(60,200)					
	1:2	住宅W2	旧来からの一般住宅と農家住宅が連担する住宅地域	北西5m市道	水道	新羽島1.4km	(その他)					
(2)近隣地域	①範囲	東100m、西30m、南100m、北100m		②標準的使用	低層住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口約10.0m、奥行約18.0m、規模180m ² 程度、形状ほぼ長方形										
	④地域的特性	特記	特にない	街	基準方位北、5m市道	交通	新羽島駅北西1.4km	法令	1住居(60,200)	規制		
	事項		路		施設							
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は旧来から一般住宅と農家住宅が連担する住宅地域で、周辺部の土地区画整理事業が施行中で、今後は旧来型の当該地域の地位は低下することが予測される。										
(3)最有效地の判定		標準的使用と同じ				(4)対象基準地の個別の要因		方位			0.0	
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	34,600円/m ²								
		収益還元法	収益価格	/円/m ²								
		原価法	積算価格	/円/m ²								
		開発法	開発法による価格	/円/m ²								
(6)市場の特性		同一需給圏は羽島市内各所の住宅地域。需要者層は同一需給圏内に居住する個人・サラリーマン層。なお、当該地域は農家住宅も多い旧来からの住宅地で、新規参入者は少ない。市内では不動産業者の建売分譲、土地区画整理事業の保留地処分等の供給圧力は強く、住宅市場は弱含みで推移している。なお、中心価格帯は土地600万～800万円程度、新築建売住宅は2400万円～2800万円程度である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		当該地域の需要者層は戸建使用目的の個人層である。周辺部にはアパートも見られるが、旧来から所有する大規模画地による地主の節税目的が主であり、対象基準地の画地規模でのアパート経営は見られない為、収益価格は試算しなかった。従って、比準価格を中心に、代表標準地との均衡に留意して、鑑定評価額を決定した。										
(8)公示価格としめた	①■代表標準地 標準地番号羽島-7	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳	街路	0.0	地域要因	街路	+2.9
	公示価格46,000円/m ²	[99.6]	[100]	[100]	[100]	34,600		交通	0.0	環境	交通	+3.9
(9)指定基準地の検討	①指定基準地番号-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳	環境	0.0	画地	環境	+18.0
	前年指定基準地の価格円/m ²	[]	[100]	[100]	[]	[100]		行政	0.0	行政	0.0	その他
(10)対象標準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格35,300円/m ²	(3)価格変動形成要因の状況	[一般的要因]	企業収益は改善、設備投資は下げ止まりつつあるが、雇用情勢は厳しさが残る。個人消費、住宅建設は持ち直し、公共投資は堅調に推移。								
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地		[地域要因]	周辺部で土地区画整理事業が施行中で、街路等が劣る旧来からの集落地域の人気は低い。								
	標準地番号-		[個別的要因]	特にない								
	公示価格円/m ²											
②変動率	年間-2.0%	半年間%										

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出
羽島（県）－5 宅地-1

基準地番号	羽島（県）－5	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士 吉村寿也	印			
鑑定評価額		8,470,000円			1m ² 当たりの価格		24,400円/m ²				
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月12日		(6)路線価 〔平成25年1月〕 路線価又は倍率 1.1倍	円/m ²			
(2)実地調査日	平成25年7月4日		(5)価格の種類		正常価格						
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等		羽島市上中町沖字東野2597番					②地積(m ²)	347()	⑨法令上の規制等	
	③形状	④敷地の利用の現況		⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	「調区」(60,200)			
	1:1	住宅W2	中規模一般住宅等が農地の中に散在する住宅地域		西3.3m市道	水道	江吉良2.7km	(その他)(60,160)			
(2)近隣地域	①範囲	東150m、西100m、南100m、北50m		②標準的使用	戸建住宅地						
	③標準的画地の形状等	間口 約19.0m、奥行 約18.0m、	規模		340m ² 程度、		形状 ほぼ長方形				
	④地域的特性	特記 事項	特記すべき事項はない	街 路	基準方位 北 3.3m市道	交通 施設	江吉良駅 南東 2.7km	法令 規制	「調区」(60,160)		
	⑤地域要因の将来予測	法令により新規の開発、建築が規制されているため、環境の変化に乏しい。よって、今後とも現状のまま推移する、と予測する。土地需要は乏しく、取引も殆どない。地価水準は下落傾向で推移する、と予測する。									
(3)最有效地の判定	戸建住宅地					(4)対象基準地の個別的原因		方位		0.0	
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格		24,400円/m ²							
	収益還元法	収益価格		/円/m ²							
	原価法	積算価格		/円/m ²							
	開発法	開発法による価格		/円/m ²							
(6)市場の特性	同一需給圏は、羽島市内で調整区域に指定されている郊外の住宅地域である。法令上の建築規制によって新規に住宅等を建築できる者が限られているため、需要者の中心は地縁性を持つ近隣の居住者、となっている。建築可能な土地、又は需要者が限定されているため、取引は少なく散発的で、市場は成熟していない。このため、取引価格にはかなりのばらつきがみられ、中心となる価格帯を判定することは困難な状況にある。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域は需要が限定された農家集落地域であり、不動産取引は低調であるが、居住環境に着目した自用目的の取引が中心と考えられる。市場参加者は取引価格の水準を指標に価格を決定する傾向にあり、比準価格の説得力は高い。一方、法令上の規制の影響もあり近隣地域周辺に賃貸物件は殆どなく、賃貸市場が形成されていないため収益価格を試算できなかった。従って、他の標準地との検討を踏まえ、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示価格としめた	①□代表標準地 ■標準地 標準地番号 羽島 -11	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 +1.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 画地 行政 	+3.6 -7.8 -22.0 0.0 0.0 0.0
	公示価格 18,500円/m ²	[98.7] 100	[100] [101.0]	[100] [74.5]	[100] 100	24,300					
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の比準価格 (円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	地域要因 交通 環境 画地 行政 その他	街路 交通 環境 画地 行政 その他	
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100						
(10)対象標準地の検討の前回	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規 前年標準価格 25,100円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]		羽島市の人口は微減、高齢化率は上昇している。土地取引件数、住宅着工戸数はやや持ち直しているが、本格的な回復には至っていない。						
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 公示価格 -		[地域要因]		農地が多く、熟成度は劣る。不動産の取引、新規の宅地開発等は殆どなく、地域要因に大きな変化は見られない。						
	標準地番号 公示価格 円/m ²		[個別的原因]		個別的原因に変動はない。						
	②変動率 年間 -2.8%		半年前間 %								

鑑定評価書（平成 25年地価調査）

平成 25年 7月 18日 提出
羽島（県） - 6 宅地-1

基準地番号	羽島（県）	- 6	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士 牧野 信人	印			
鑑定評価額		5,400,000 円			1 m ² 当たりの価格		38,000 円/m ²					
1 基本的事項												
(1) 價格時点	平成 25年 7月 1日		(4) 鑑定評価日		平成 25年 7月 12日		(6) 路線価	[平成 25年 1月] 路線価又は倍率	31,000 円/m ²			
(2) 実地調査日	平成 25年 7月 2日		(5) 價格の種類		正常価格			倍	倍率種別			
(3) 鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価											
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨												
(1) 基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市正木町曲利字村北 745番2					②地積(m ²)	142 ()	⑨法令上の規制等			
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	1 中専(60,200)					
	1:1	住宅 W2	一般住宅等を主体に農地も見られる住宅地域	北5m市道	水道	不破一色 740m	(その他)					
(2) 近隣地域	①範囲	東 150m、西 100m、南 150m、北 80m		②標準的使用	低層住宅地							
	③標準的画地の形状等	間口 約 12.0 m、奥行 約 12.0 m、	規模	140 m ² 程度、		形状 正方形						
	④地域的特性	特記 特にない	街 基準方位 北 5m市道	交通 不破一色駅 南 740m	法令 1 中専(60,200)	規制						
⑤地域要因の将来予測	旧来からの既成住宅地域であり、農地も一部点在するものの、宅地への転換需要も弱く、変化に乏しい。郊外の区画整然とした新興住宅地に比し、競争で劣り、地価は弱含みである。											
(3) 最有効使用の判定		低層住宅地				(4) 対象基準地の個別の要因	方位			0.0		
(5) 鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	38,000 円/m ²								
		収益還元法	収益価格	/ 円/m ²								
		原価法	積算価格	/ 円/m ²								
		開発法	開発法による価格	/ 円/m ²								
(6) 市場の特性		同一需給圏は名鉄竹鼻線沿線で、羽島市内の住宅地域と判定する。農地の残る旧来からの集落が形成されて、やや閉鎖的な側面が認められる地域である。よって、圏外からの転入者は少なく、需要者の中心は市内居住者及びその縁故者である。需要の中心価格帯は、土地総額、1,000万円前後、新築の戸建分譲住宅では2,500万円前後と把握する。市内中心部も下落傾向が続き、利便性に劣る羽島市郊外の住宅地は、一段と弱含み傾向は強いと判断される。										
(7) 評価額の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		羽島市の市中心街地に存する既成住宅地域で、土地に見合う賃料水準が未形成で、画地規模等より合理的な経営規模の賃貸建物の建設は困難であり、収益還元法の適用を断念した。一方、比準価格は市場の実態を反映した住宅地の事例を中心を選択しており、実証的で信頼性は高い。自用の取引が大半で、快適性を重視する住宅地域であることから、単価と総額との関連に留意し、指定基準地等との検討を踏まえ、比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8) 公示価格とした	① ■代表標準地 標準地番号 羽島 - 7	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7) 内訳	街路	0.0	地域要因	街路	+3.0
	公示価格 46,000 円/m ²	[99.6] / 100	[100] [105.0] / [115.3]	[100] / 100	[100] / 100	37,800		交通	0.0	環境	行政	その他
(9) 指定基準地からの検討	① 指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7) 内訳	街路	0.0	地域要因	街路	+3.0
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] / 100	[100] / []	[100] / 100	[] / 100			交通	0.0	環境	行政	その他
(10) 対象標準地の検討	①-1対象基準地の検討 □継続 ■新規 前年標準価格 円/m ²	(3) 価格変動形成要因の状況	[一般的要因]		アベノミクス効果が大都市で顕著である一方、地方への影響は実感できない。消費税増税前の駆け込み需要より、増税後の停滞を懸念。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地 標準地番号 - 公示価格 円/m ²		[地域要因]		ほぼ熟成した住宅地域で、価格形成に影響を与える地域要因の大変動は見られない。							
	②変動率 年間 %		半 年間 %	[個別的要因]		個別的要因に変動はない。						

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出
羽島（県）5-1 宅地-1

基準地番号	羽島（県）5-1	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士	片山 恵津子	印		
鑑定評価額		48,200,000円			1m ² 当たりの価格		54,400円/m ²				
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月12日		(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	44,000円/m ²		
(2)実地調査日	平成25年7月5日		(5)価格の種類		正常価格			倍			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価								倍率種別		
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市福寿町浅平2丁目18番外					②地積(m ²)	886()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	商業(80,400)準防				
	(1.2:1)	店舗兼住宅 R C 3	店舗、営業所のほか農地も見られる路線商業地域	北22m県道	水道下水	岐阜羽島600m	(その他)(90,400)				
(2)近隣地域	①範囲	東150m、西100m、南0m、北50m		②標準的使用	低層店舗住宅併用地						
	③標準的画地の形状等	間口約34.0m、奥行き約25.0m、規模		850m ² 程度、形状長方形							
	④地域的特性	特記 新幹線駅に近く交通量が多い路線商業地域。	街 22m県道	交通 北600m	法令 岐阜羽島駅	商業 (90,400) 準防	規制				
⑤地域要因の将来予測	沿道サービスの店舗・飲食店を主体とする路線商業地域であるが、店舗の立地状況等に特段の変化は見られず、現状維持で推移していくものと予測する。										
(3)最有效使用の判定	低層担保住宅併用地					(4)対象基準地の個別の要因	ない				
(5)鑑定評価方式等の適用	取引事例比較法	比準価格	55,800円/m ²								
	収益還元法	収益価格	33,200円/m ²								
	原価法	積算価格	/円/m ²								
	開発法	開発法による価格	/円/m ²								
(6)市場の特性	同一需給圏は、羽島市及び周辺市町の幹線道路沿い等の地域である。沿道サービス関連の店舗が中心で、需要者の中心は同一需給圏内に地盤性のある事業者や広域展開のチェーン店経営者等である。郊外型大型店舗への顧客流出等の影響もあり、新規の出店は難しい状況が続いている。土地需要は、事業用の定期借地権によるものも多く見られ、売買需要は減退しており、市況は弱含みである。取引の中心価格帯を把握するのは困難な状況である。										
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由	地域には店舗併用共同住宅も見られるが、自用の店舗が大半で、商業事業者向けの賃貸市場の成熟の程度は総じて低い。比準価格は羽島市内の事例を採用し、試算しております、信頼性が高いものと判断する。従って本件では、取引の実態を反映し、相対的に規範性の高い比準価格を標準とし、収益価格を関連づけ、代表標準地との均衡にも留意して、鑑定評価額を上記のとおり決定した。										
(8)公示価格としめたる標準地番号	①■代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 羽島 5-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因 街路 0.0		
	公示価格 54,900円/m ²	[99.1] 100	[100] [100]	[100] [100]	[100] [100]	54,400		交通 0.0	環境 0.0		
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0	地域要因 街路 0.0		
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[100] [100]			交通 0.0	環境 0.0		
(10)対年の標準地の検討の基準価格等の前	①-1対象基準地の検討 ■継続 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 55,400円/m ²	(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	景気は持ち直しており、消費者マインドも改善している。デフレ脱却、景気の本格回復への期待が高まっている。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 ■代表標準地 <input type="checkbox"/> 標準地 標準地番号 羽島 5-4 公示価格 54,900円/m ²		[地域要因]	新規出店等目立った動きは認められない。駅北本郷土地区画整理事業が進行中である。							
	②変動率 年間 -1.8%		半年前間 -0.9%	[個別的要因]	個別的要因に変動はない。						

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日提出
羽島（県）5-2宅地-1

基準地番号	羽島（県）5-2	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士赤堀壽宏	印			
鑑定評価額		35,500,000円		1m ² 当たりの価格		53,000円/m ²					
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月17日	(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	42,000円/m ²			
(2)実地調査日	平成25年7月2日		(5)価格の種類		正常価格		倍率種別	倍			
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市小熊町島2丁目16番					②地積(m ²)	669()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	近商(80,300)準防				
	1:1	店舗兼住宅S2	中小規模の各種店舗が建ち並ぶ路線商業地域	南東25m県道	水道	竹鼻1.1km	(その他)(90,300)				
(2)近隣地域	①範囲	東50m、西25m、南100m、北150m					②標準的使用	店舗兼住宅地			
	③標準的画地の形状等	間口約28.0m、奥行約25.0m、規模700m ² 程度、形状長方形									
	④地域的特性	特記	特にない	街	25m県道	交通	竹鼻駅北1.1km	法令	近商(90,300)準防		
	⑤地域要因の将来予測	当該地域は中小規模の各種店舗が建ち並ぶ路線商業地域で、大型店舗も所在し、今後も路線商業地として推移してゆくものと予測する。									
(3)最有效地の判定		標準的使用と同じ				(4)対象基準地の個別の要因	ない				
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	54,200円/m ²							
		収益還元法	収益価格	29,500円/m ²							
		原価法	積算価格	/円/m ²							
		開発法	開発法による価格	/円/m ²							
(6)市場の特性		同一需給圏は、羽島市内及び隣接市町の国道・県道沿いの路線商業地。需要者層は沿道サービス業種を法人及び個人事業者。同一需給圏内では、路線商業地と大型商業施設は競合共生関係にある。路線商業地の需要者の多くは事業用定期借地権の利用が多く、売買市場は低調に推移している。なお、羽島市内の幹線道路沿いの土地取引は少なく中心価格帯を見出せにくい状況が続いている。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		当該地域は賃貸用建物も見られるが、売買市場の参加者は自己使用目的の法人又は個人事業者である。従って、市場の実態を反映した比準価格を標準に、収益価格を関連づけ、代表標準地との均衡に留意して、鑑定評価額を決定した。									
(8)公示標準価格とした	①■代表標準地□標準地 標準地番号 羽島5-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 行政 その他	-0.5 -0.7 -1.0 +5.0 0.0
	公示価格 54,900円/m ²	[99.1] 100	[100] [100]	[100] [102.7]	[100] 100	53,000		街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 行政 その他	-0.5 -0.7 -1.0 +5.0 0.0
(9)指定基準地からの検討	①指定基準地番号 -	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 行政 その他	-0.5 -0.7 -1.0 +5.0 0.0
	前年指定基準地の価格 円/m ²	[100]	[100] [100]	[100] [100]	[100] 100			街路 交通 環境 画地 行政 その他	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	地域要因 交通 環境 行政 その他	-0.5 -0.7 -1.0 +5.0 0.0
(10)対年らの基準地の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続□新規 前年標準価格 53,700円/m ²	(3)価格変動形成要因の状況	[一般的要因]	企業収益は改善、設備投資は下げ止まりつつあるが、雇用情勢は厳しさが残る。個人消費、住宅建設は持ち直し、公共投資は堅調に推移。							
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地□標準地 標準地番号 -		[地域要因]	顧客を誘引する大型店舗（羽島Wing）が県道の対面側に立地し、繁華性等は維持している。							
	公示価格 円/m ²		[個別的要因]	特にない							
②変動率	年間 -1.3%	半年間 %									

鑑定評価書（平成25年地価調査）

平成25年7月18日 提出

羽島（県）5-3 宅地-1

基準地番号	羽島（県）5-3	提出先	岐阜県	所属分科会名	西分科会	氏名	不動産鑑定士	吉村寿也	印		
鑑定評価額		71,000,000円			1m ² 当たりの価格		48,100円/m ²				
1 基本的事項											
(1)価格時点	平成25年7月1日		(4)鑑定評価日		平成25年7月12日		(6)路線価	[平成25年1月]路線価又は倍率	36,000円/m ²		
(2)実地調査日	平成25年7月4日		(5)価格の種類		正常価格			倍	倍率種別		
(3)鑑定評価の条件	更地としての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨											
(1)基準地	①所在及び地番並びに「住居表示」等	羽島市江吉良町字村前2244番1外					②地積(m ²)	1,477()	⑨法令上の規制等		
	③形状	④敷地の利用の現況	⑤周辺の土地の利用の状況	⑥接面道路の状況	⑦供給処理施設状況	⑧主要な交通施設との接近の状況	準工(60,200)				
	2:1	事務所兼作業場S1	営業所、沿道店舗等が建ち並ぶ路線商業地域	西27m県道、北側道	水道下水	岐阜羽島1.4km	(その他)(70,200)				
(2)近隣地域	①範囲	東50m、西80m、南250m、北200m	②標準的使用	沿道施設用地							
	③標準的画地の形状等	間口約50.0m、奥行約30.0m、規模1,500m ² 程度、形状ほぼ長方形									
	④地域的特性	特記岐阜羽島インターに近い路線商業地域	街路	27m県道	交通	岐阜羽島駅南東1.4km	法令	準工(70,200)			
	⑤地域要因の将来予測	散発的に新規出店又は閉店等が見られる程度で周辺環境に大きな変化はない。現状程度の繁華性を維持していく、と予測する。市内の商業地に対する需要は未だ弱い。地価水準は下落傾向で推移する、と予測する。						規制			
(3)最有効使用の判定		沿道施設用地				(4)対象基準地の個別的原因		角地	+6.0		
(5)鑑定評価方式等の適用		取引事例比較法	比準価格	49,700円/m ²							
		収益還元法	収益価格	26,700円/m ²							
		原価法	積算価格	/円/m ²							
		開発法	開発法による価格	/円/m ²							
(6)市場の特性		同一需給圏は羽島市周辺の市町村内に位置する路線商業地域である。需要者の中心は、地元の事業者、及び沿道サービス業を広域展開する企業である。岐阜市、一宮市等、周辺の市町村と比較して、羽島市内への事業者の出店意欲は弱い。このため、羽島市内の路線商業地域は未だ成熟しておらず、未利用地も目立つ。商業地の取引は少なく、また、取引される価格帯は規模等によりまちまちである。このため、需要の中心となる価格帯は見いたせない状況にある。									
(7)試算価格の調整・検証及び鑑定評価額の決定の理由		近隣地域周辺は自用の店舗等が中心である。賃貸物件としては廃業した自用店舗等を賃貸物件に切り替えた物件は見られるが、当初より賃貸を目的としている物件は殆どない。取引の中心は自用目的であり、賃貸による収益獲得を目的とした取引は殆どない。このため収益価格の説得力は劣る。従って、現実の取引事例を基礎とし、市場の実態をより反映する比準価格を重視して、収益価格を関連付け、代表標準地との検討を踏まえ、鑑定評価額を上記のとおり決定した。									
(8)公示価格としました	①■代表標準地 標準地番号	□標準地 羽島 5-4	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0	地域 0.0	街路 -0.9
	公示価格	54,900円/m ²	[99.1] 100	[100] [100]	[100] [119.8]	[106.0] 100	48,100		交通 0.0	環境 0.0	画地 0.0
(9)指定からの基準地検討	①指定基準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の比準価格(円/m ²)	(7)内訳 標準化補正	街路 0.0	地域 0.0	街路 0.0
	前年指定基準地の価格	円/m ²	[] 100	[100] []	[100] []	[] 100			交通 0.0	環境 0.0	画地 0.0
(10)対象地の標準価格等の前年の検討	①-1対象基準地の検討 ■継続 □新規	前年標準価格 48,800円/m ²			(3)価格形成要因の変動状況	[一般的要因]	市内の既成商業地域は衰退傾向にある。路線商業地域は未だ発展途上にあり、未利用地の目立つ地域が多い。				
	①-2基準地が共通地点（代表標準地等と同一地点）である場合の検討 □代表標準地 □標準地	標準地番号 -				[地域要因]	散発的に店舗、事業所等の新規出店が行われた程度であり、地域要因に特に大きな変化は見られない。				
	公示価格	円/m ²				[個別的原因]	個別的原因に変動はない。				
	②変動率	年間 -1.4%	半年間 %								